

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

| 事 項 | 課 名 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------------------------------|-----------|--|----------------|-----|--------------|--------|-------------|-----|-----|---------|
| | | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | 千円 | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 令和2年度 鳥取県住生活基本計画 改訂版策定業務委託 | 住まいまちづくり課 | 委託料総額3,708千円を 限度として、令和2年度 に契約した額から令和2 年度に支出した額を差 し引いた額 | | | 令和3年度 | 限度額に同じ | | | | |
| 令和2年度 とっとり住まいる支援事業補助 | 住まいまちづくり課 | 補助金総額336,250千 円を限度として、令和2 年度に交付決定した額 から令和2年度に交付 した額を差し引いた額 | | | 令和3年度 | 限度額に同じ | | | | |
| 令和2年度 「とっとり匠の技」活用 リモデル事業補助 | 住まいまちづくり課 | 補助金総額1,000千円を 限度として、令和2年度 に交付決定した額から 令和2年度に交付した 額を差し引いた額 | | | 令和3年度 | 限度額に同じ | | | | |
| 令和2年度 上・下水道広域化・共同化計画 調整事業 | 水環境保全課 | 28,047 | | | 令和3年度 | 28,047 | 14,023 | | | 14,024 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 課 名 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|--------------------------------------|----------------------|---|---------------------|---------|--------------------|---------|-------------|-----|-----|---------|---------|
| | | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | | |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 平成28年度 EV・FCV公用車導入事業費 | 環境立県推進課 →低炭素社会推進課 | 13,323 | 平成29年度から 令和元年度まで | 8,691 | 令和2年度から 令和3年度まで | 4,632 | | | | | 4,632 |
| 令和元年度 地球温暖化防止活動推進センター 運営業務委託 | 環境立県推進課 →低炭素社会推進課 | 16,178 | | | 令和2年度から 令和3年度まで | 16,178 | | | | | 16,178 |
| 令和元年度 再生可能エネルギー発電設備導入 事業補助 | 環境立県推進課 →低炭素社会推進課 | 補助金総額10,000千 円を限度として、令和 元年度に交付決定し た額から令和元年度 に交付した額を差し 引いた額 | | | 令和2年度から 令和3年度まで | 限度額に同じ | | | | | |
| 平成29年度 リアルタイム満度測定装置賃借料 | 衛生環境研究所 | 1,040 | 平成30年度から 令和元年度まで | 238 | 令和2年度から 令和3年度まで | 0 | | | | | 0 |
| 平成30年度 衛生環境研究所 一般廃棄物収集運搬業務委託 | 衛生環境研究所 | 198 | 令和元年度 | 66 | 令和2年度から 令和3年度まで | 132 | | | | | 132 |
| 令和元年度 高圧蒸気減菌器 保守点検業務委託 | 衛生環境研究所 | 1,032 | | | 令和2年度から 令和4年度まで | 1,032 | | | | | 1,032 |
| 令和元年度 衛生環境研究所 植栽管理業務委託 | 衛生環境研究所 | 2,871 | | | 令和2年度から 令和4年度まで | 2,871 | | | | | 2,871 |
| 令和元年度 原子力環境センター 排水配管漏水点検業務委託 | 原子力環境センター | 918 | | | 令和2年度から 令和4年度まで | 918 | 918 | | | | |
| 平成29年度 布勢総合運動公園陸上競技場 写真判定装置賃借料 | 緑豊かな自然課 | 11,438 | 平成30年度から 令和元年度まで | 5,651 | 令和2年度から 令和3年度まで | 5,787 | | | | | 5,787 |
| 平成30年度 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館 指定管理料 | 緑豊かな自然課 | 261,000 | 令和元年度 | 51,800 | 令和2年度から 令和5年度まで | 209,200 | | | | | 209,200 |
| 平成30年度 鳥取県立東郷湖羽合陸海公園 指定管理料 | 緑豊かな自然課 | 630,750 | 令和元年度 | 125,230 | 令和2年度から 令和5年度まで | 505,520 | | | | | 505,520 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 課 名 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|---|-----------------------|-----------|---------------------|---------|--------------------|-----------|-------------|-----|-----|---------|-----------|
| | | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 平成30年度 燕趙園指定管理料 | 緑豊かな自然課 | 486,100 | 令和元年度 | 96,500 | 令和2年度から 令和5年度まで | 389,600 | | | | | 389,600 |
| 平成30年度 鳥取県立布勢総合運動公園 指定管理料 | 緑豊かな自然課 | 1,437,280 | 令和元年度 | 285,360 | 令和2年度から 令和5年度まで | 1,151,920 | | | | | 1,151,920 |
| 令和元年度 米子駅前だんだん広場植栽管理 業務委託 | 緑豊かな自然課 | 880 | | | 令和2年度から 令和3年度まで | 880 | | | | | 880 |
| 令和元年度 自然公園等管理費 | 緑豊かな自然課 | 17,280 | | | 令和2年度から 令和4年度まで | 17,280 | | | | | 17,280 |
| 平成29年度 山陰海岸ジオパーク映像資料 投影機設置費 | 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 | 8,407 | 平成30年度から 令和元年度まで | 3,603 | 令和2年度から 令和4年度まで | 4,804 | | | | | 4,804 |
| 平成30年度 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 一般廃棄物収集運搬業務委託 | 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 | 391 | 令和元年度 | 129 | 令和2年度から 令和3年度まで | 262 | | | | | 262 |
| 平成30年度 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 庭園管理業務委託 | 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 | 615 | 令和元年度 | 204 | 令和2年度から 令和3年度まで | 411 | | | | | 411 |
| 平成30年度 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 自動ドア保守点検業務委託 | 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 | 231 | 令和元年度 | 77 | 令和2年度から 令和3年度まで | 154 | | | | | 154 |
| 令和元年度 山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク デジタルサイネージ運用 保守業務委託 | 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館 | 1,696 | | | 令和2年度から 令和5年度まで | 1,696 | | | | | 1,696 |

※「山陰海岸学習館」は、平成28年度に「山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館」に名称変更を行った。

| | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|---------|---------------------|--------|---------------------|--------|--|--|--|-------|--------|
| 令和元年度 ガスクロマトグラフタンデム型質量 分析計買付料 | くらしの安心推進課 | 47,646 | | | 令和2年度から 令和10年度まで | 47,646 | | | | 7,110 | 40,536 |
| 平成28年度 消費生活相談事業委託 | 消費生活センター | 143,076 | 平成29年度から 令和元年度まで | 84,996 | 令和2年度から 令和5年度まで | 58,080 | | | | | 58,080 |

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

| 事 項 | 課 名 | 限 度 額 | 前年度末までの支出(見込)額 | | 当該年度以降の支出予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|---------------------------------------|------------------|---------|---------------------|--------|--------------------|---------|-------------|-----|-----|---------|--------|
| | | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 | |
| | | | | | | | 国庫支出金 | 地方債 | その他 | | |
| | | 千円 | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 平成30年度 消費生活センター等廃棄物収集・ 運搬業務委託 | 消費生活センター | 198 | 令和元年度 | 66 | 令和2年度から 令和3年度まで | 132 | | | | | 132 |
| 令和元年度 消費生活センター等 清掃業務委託 | 消費生活センター | 2,108 | | | 令和2年度から 令和5年度まで | 2,108 | | | | | 2,108 |
| 平成16年度 まちなかふれあい住宅(借り上げ 公営住宅)賃借料 | 住まいまちづくり課 | 140,008 | 平成17年度から 令和元年度まで | 80,856 | 令和2年度から 令和5年度まで | 59,152 | | | | | 59,152 |
| 令和元年度 公営住宅管理委託 | 住まいまちづくり課 | 784,000 | | | 令和2年度から 令和5年度まで | 784,000 | | | | 784,000 | |
| 平成24年度 公共下水道推進基金造成補助 | 水環境保全課 | 11,160 | 平成25年度から 令和元年度まで | 8,680 | 令和2年度から 令和3年度まで | 2,480 | | | | | 2,480 |
| 平成25年度 公共下水道推進基金造成補助 | 水環境保全課 | 9,369 | 平成26年度から 令和元年度まで | 6,246 | 令和2年度から 令和4年度まで | 3,123 | | | | | 3,123 |
| 平成28年度 鳥取県立大山自然歴史館 指定管理料 | 西部総合事務所 生活環境局 | 151,112 | 平成29年度から 令和元年度まで | 90,000 | 令和2年度から 令和3年度まで | 61,112 | | | | | 61,112 |

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業会計予算説明資料(議案第17号)

水環境保全課

1 事業の目的

天神川流域の市町(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、北栄町)の下水道により排除される下水を受けて、これを処理することにより、都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資する。

2 主な事業内容

(1)天神川流域下水道の管理運営

天神川流域下水道の管理業務を指定管理者(公益財団法人鳥取県天神川流域下水道公社)へ委託して行う。

- ・流域下水道の運転に関する業務
- ・流域下水道の施設、設備及び備品の維持管理並びにこれらの修繕に関する業務
- ・その他流域下水道の管理運営に関する業務

(2)天神川流域下水道の整備

- ・天神川流域下水道の終末処理場等の整備
- ・幹線管渠におけるライフサイクルコスト最小化の観点を取り入れた計画的な維持管理の実施

3 予算実施計画

※前年度の収入額には、特別会計の令和元年度当初予算に対応する収入見込み額を記載している。

(単位:千円)

| 区分 | 本年度 | 前年度 | 比較 | 説明 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|------------------|--------------|------------|---|---|-----|-----|---------|--------|---------|------------|--------|-------|-----------|-----|-------|-------------|
| 収 益 的 収 入 | (款)流域下水道事業収益 | 1,294,124 | 657,088 | 637,036 | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)営業収益 | 482,237 | 477,500 | 4,737 | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)管理事業費負担金 | 476,000 | 476,000 | 0 | 維持管理分、流入予定量7百万m ³ | | | | | | | | | | | | |
| | (目)建設事業費負担金 | 6,237 | 1,500 | 4,737 | 固定資産除却分等 | | | | | | | | | | | | |
| | (項)営業外収益 | 805,930 | 179,588 | 626,342 | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)受取利息 | 2 | 0 | 2 | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)管理事業費負担金 | 175,000 | 175,000 | 0 | 資本費回収分 | | | | | | | | | | | | |
| | (目)他会計負担金 | 1,500 | 1,600 | △ 100 | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)他会計補助金 | 19,401 | 0 | 19,401 | 交付税措置相当分、減価償却費(不課税支出)に充当(特定収入以外) | | | | | | | | | | | | |
| | (目)資本費繰入収益 | 46,906 | 0 | 46,906 | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)長期前受金戻入 | 551,435 | 0 | 551,435 | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)雑収益 | 2,975 | 2,988 | △ 13 | 行政財産使用料等 | | | | | | | | | | | | |
| | (目)消費税及び地方消費税運付金 | 8,711 | 0 | 8,711 | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)特別利益 | 5,957 | 0 | 5,957 | 令和元年度分消費税(令和2年運付) | | | | | | | | | | | | |
| | 支 出 | (款)流域下水道事業費用 | 1,254,458 | 590,699 | 663,759 | | | | | | | | | | | | |
| (項)営業費用 | | 1,231,100 | 558,939 | 672,161 | | | | | | | | | | | | | |
| (目)処理場費 | | 504,410 | 502,473 | 1,937 | 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>498,201</td><td>流域下水道指定管理料</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>6,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 委託料 | 498,201 | 流域下水道指定管理料 | 修繕費 | 6,000 | 緊急修繕費 | | | |
| 区分 | | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託料 | | 498,201 | 流域下水道指定管理料 | | | | | | | | | | | | | | |
| 修繕費 | | 6,000 | 緊急修繕費 | | | | | | | | | | | | | | |
| (目)ポンプ場費 | | 1,000 | 1,000 | 0 | 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>1,000</td><td>緊急修繕費</td></tr> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 修繕費 | 1,000 | 緊急修繕費 | | | | | | |
| 区分 | | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 修繕費 | | 1,000 | 緊急修繕費 | | | | | | | | | | | | | | |
| (目)管渠費 | | 4,196 | 4,358 | △ 162 | 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>3,000</td><td>管路施設補修工事等</td></tr> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 修繕費 | 3,000 | 管路施設補修工事等 | | | | | | |
| 区分 | | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 修繕費 | | 3,000 | 管路施設補修工事等 | | | | | | | | | | | | | | |
| (目)総係費 | | 22,264 | 51,108 | △ 28,844 | 経費の主なもの <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>人件費</td><td>14,924</td><td>職員2名分</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>4,358</td><td>経営戦略策定支援等</td></tr> <tr><td>使用料</td><td>1,070</td><td>クラウドサーバ使用料等</td></tr> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 人件費 | 14,924 | 職員2名分 | 委託料 | 4,358 | 経営戦略策定支援等 | 使用料 | 1,070 | クラウドサーバ使用料等 |
| 区分 | | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | |
| 人件費 | | 14,924 | 職員2名分 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託料 | 4,358 | 経営戦略策定支援等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用料 | 1,070 | クラウドサーバ使用料等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| (目)減価償却費 | 656,207 | 0 | 656,207 | | | | | | | | | | | | | | |
| (目)資産減耗費 | 43,023 | 0 | 43,023 | <table border="1"> <tr><td>区分</td><td>予算額</td><td>備考</td></tr> <tr><td>固定資産除却費</td><td>28,423</td><td></td></tr> <tr><td>固定資産除却損</td><td>14,600</td><td></td></tr> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 固定資産除却費 | 28,423 | | 固定資産除却損 | 14,600 | | | | | |
| 区分 | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産除却費 | 28,423 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 固定資産除却損 | 14,600 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (項)営業外費用 | 23,358 | 31,760 | △ 8,402 | | | | | | | | | | | | | | |
| (目)支払利息 | 22,427 | 23,560 | △ 1,133 | 企業債利息等 | | | | | | | | | | | | | |
| (目)雑支出 | 931 | 0 | 931 | RI年12月～R2年3月分賞与 | | | | | | | | | | | | | |
| (目)消費税及び地方消費税 | 0 | 8,200 | △ 8,200 | | | | | | | | | | | | | | |
| 差 引 | 39,666 | 66,389 | △ 26,723 | | | | | | | | | | | | | | |

(単位:千円)

| 区 分 | | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------|------------|----------------|--|--|-----|-----|-----|--------|------------|------------|---------|-------------|--------|----------------|-------|---------|----------|---------|-----------|
| 資 本 的 | (款)資本の収入 | 750,073 | 907,030 | △ 156,957 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)企業債 | 150,000 | 204,000 | △ 54,000 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)企業債 | 150,000 | 204,000 | △ 54,000 | 建設改良事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)国庫補助金 | 422,166 | 506,000 | △ 83,834 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)国庫補助金 | 422,166 | 506,000 | △ 83,834 | 建設改良事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)建設事業費負担金 | 157,680 | 183,250 | △ 25,570 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)建設事業費負担金 | 157,680 | 183,250 | △ 25,570 | 建設改良事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)他会計負担金 | 12,417 | 13,780 | △ 1,363 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)他会計負担金 | 12,417 | 13,780 | △ 1,363 | 建設改良事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 収 入 | (項)他会計補助金 | 7,810 | 0 | 7,810 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)他会計補助金 | 7,810 | 0 | 7,810 | 交付税措置相当分 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (款)資本の支出 | 879,587 | 1,029,609 | △ 150,022 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)建設改良費 | 719,253 | 878,617 | △ 159,364 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)処理場建設改良費 | 318,577 | 486,030 | △ 167,453 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)管渠建設改良費 | 400,000 | 390,000 | 10,000 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)有形固定資産購入費 | 676 | 2,587 | △ 1,911 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (項)企業債償還金 | 90,814 | 81,759 | 9,055 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)企業債償還金 | 90,814 | 81,759 | 9,055 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支 出 | (項)他会計借入金償還金 | 69,520 | 69,233 | 287 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (目)他会計借入金償還金 | 69,520 | 69,233 | 287 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 差 引 | △ 129,514 | △ 122,579 | △ 6,935 | 補てん財源 引継金 126,414 当年度分消費税及び地方消費税 3,100 資本の収支調整額 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">委託料</td> <td>8,000</td> <td>脱水設備改築工事監理</td> </tr> <tr> <td>6,000</td> <td>受変電設備改築工事監理</td> </tr> <tr> <td>41,000</td> <td>ストックマネジメント計画策定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事請負費</td> <td>118,480</td> <td>脱水設備改築工事</td> </tr> <tr> <td>145,097</td> <td>受変電設備改築工事</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 委託料 | 8,000 | 脱水設備改築工事監理 | 6,000 | 受変電設備改築工事監理 | 41,000 | ストックマネジメント計画策定 | 工事請負費 | 118,480 | 脱水設備改築工事 | 145,097 | 受変電設備改築工事 |
| | 区分 | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 委託料 | 8,000 | 脱水設備改築工事監理 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 6,000 | 受変電設備改築工事監理 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 41,000 | ストックマネジメント計画策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 工事請負費 | 118,480 | 脱水設備改築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 145,097 | | 受変電設備改築工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td>10,000</td> <td>幹線管渠防食工事設計</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>390,000</td> <td>幹線管渠防食工事</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 予算額 | 備考 | 委託料 | 10,000 | 幹線管渠防食工事設計 | 工事請負費 | 390,000 | 幹線管渠防食工事 | | | | | | | |
| 区分 | 予算額 | 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委託料 | 10,000 | 幹線管渠防食工事設計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事請負費 | 390,000 | 幹線管渠防食工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位:千円)

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 当年度純利益 | 36,555 |
| 減価償却費 | 656,207 |
| 引当金の増減額 (△は減少) | 944 |
| 長期前受金戻入額 | △ 551,435 |
| 受取利息及び受取配当金 | △ 2 |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 22,427 |
| 資本費繰入収益 | △ 46,906 |
| 有形固定資産除却損 | 14,600 |
| 未収金の増減額 (△は増加) | △ 63,204 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △ 19,482 |
| 小計 | 49,704 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2 |
| 利息及び企業債取扱諸費の支払額 | △ 22,427 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 27,279 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 1,267,645 |
| 国庫補助金等による収入 | 800,243 |
| 建設事業費負担金による収入 | 278,401 |
| 一般会計からの繰入金による収入 | 74,696 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 114,305 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 | 289,000 |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △ 90,813 |
| 建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出 | △ 69,520 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 128,667 |
| 資金増加額 (又は減少額) | 41,641 |
| 資金期首残高 | 355,264 |
| 資金期末残高 | 396,905 |

給 与 費 明 細 書

1 総 括

| 区 分 | 職 員 数 | | 給 与 費 | | | | | 法定福利費 | 合 計 | |
|-----------------------|------------|------------------------|-----------------|----------------|----------------|--------------|---------------|----------------|--------------|--------|
| | 特別職 (人) | 一般職 (人) | 報 酬 (千円) | 給 料 (千円) | 賃 金 (千円) | 手 当 (千円) | 計 (千円) | | | |
| 本 年 度 | 損益勘定支弁職員 | 2 | | 7,678 | | | 4,508 | 12,186 | 2,602 | 14,788 |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 2 | | 7,678 | | | 4,508 | 12,186 | 2,602 | 14,788 |
| 前 年 度 | 損益勘定支弁職員 | 2 | | 7,644 | | | 3,688 | 11,332 | 2,618 | 13,950 |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 2 | | 7,644 | | | 3,688 | 11,332 | 2,618 | 13,950 |
| 比 較 | 損益勘定支弁職員 | 0 | | 34 | | | 820 | 854 | △ 16 | 838 |
| | 資本勘定支弁職員 | | | | | | | | | |
| | 合 計 | 0 | | 34 | | | 820 | 854 | △ 16 | 838 |
| 手 当 の 内 訳 | 区 分 | 扶養手当 (千円) | 時間外勤務手当 (千円) | 期末手当 (千円) | 勤勉手当 (千円) | 通勤手当 (千円) | 管理職手当 (千円) | 特殊勤務手当 (千円) | 住居手当 (千円) | |
| | 本 年 度 | 230 | 932 | 1,704 | 1,128 | 196 | 154 | 0 | 148 | |
| | 前 年 度 | 240 | 134 | 1,702 | 1,090 | 194 | 166 | 0 | 146 | |
| | 比 較 | △ 10 | 798 | 2 | 38 | 2 | △ 12 | 0 | 2 | |
| | 区 分 | 管理職員特別 勤務手当 (千円) | 休日勤務手当 (千円) | 夜間勤務手当 (千円) | 単身赴任手当 (千円) | 退職手当 (千円) | | | | |
| | 本 年 度 | 2 | 0 | 0 | 14 | 0 | | | | |
| | 前 年 度 | 2 | 0 | 0 | 14 | 0 | | | | |
| 比 較 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | | |

2 給料及び職員手当の増減額の明細

| 区 分 | 増 減 額 (千円) | 増 減 事 由 別 内 訳 (千円) | 説 明 (千円) | 備 考 | |
|---------|---------------|-----------------------|-------------|-----------------------|------------------------------------|
| 給 料 | 34 | 1 昇給に伴う 増加分 | 0 | (1) 本年度昇給発令に係る 所要額 | 平均昇給率 1.08% (昇給期) (人数) 4月 2人 |
| | | 2 その他の 増減分 | 34 | (1) 新陳代謝等に係る増減分 | |
| 職 員 手 当 | 0 | 1 その他の 増減分 | 0 | (1) 新陳代謝等に係る増減分 | 0 |

3 給料及び職員手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

| 区 分 | 行政職 | |
|-------------|-----------|---------|
| 令和2年1月1日現在 | 平均給料月額(円) | 308,400 |
| | 平均給与月額(円) | 404,312 |
| | 平均年齢(歳) | 38.50 |
| 平成31年1月1日現在 | 平均給料月額(円) | 311,500 |
| | 平均給与月額(円) | 488,163 |
| | 平均年齢(歳) | 42.00 |

(2) 初任給

| 区 分 | 行政職 (円) |
|---------|---------|
| 高等学校卒 | 152,000 |
| 大学卒 | 186,400 |
| 一般会計の制度 | |
| 高等学校卒 | 152,000 |
| 大学卒 | 186,400 |

(3) 級別職員数

| 区 分 | 行政職 | | |
|-------------|-----|--------|--------|
| | 級 | 職員数(人) | 構成比(%) |
| 令和2年1月1日現在 | 1級 | | |
| | 2級 | 1 | 50.0 |
| | 3級 | | |
| | 4級 | | |
| | 5級 | 1 | 50.0 |
| | 6級 | | |
| | 7級 | | |
| | 8級 | | |
| | 9級 | | |
| | 計 | 2 | 100.0 |
| 平成31年1月1日現在 | 1級 | | |
| | 2級 | 1 | 50.0 |
| | 3級 | | |
| | 4級 | | |
| | 5級 | 1 | 50.0 |
| | 6級 | | |
| | 7級 | | |
| | 8級 | | |
| | 9級 | | |
| | 計 | 2 | 100.0 |

(級別の標準的な職務内容)

| 区 分 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 | 8 級 | 9 級 |
|-----|-----------|-------------------------------|-------|---|--------------------|----------|------------------|----------|----------|
| 行政職 | 主事又は技師の職務 | 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 | 係長の職務 | 本庁(地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき設置される知事の直近下位の内部組織並びに当該内部組織の下に設けられる局(局に相当するものを含む。)及び課(課に相当するものを含む。)をいう。)の課長補佐の職務 | 困難な業務を行う本庁の課長補佐の職務 | 本庁の課長の職務 | 困難な業務を行う本庁の課長の職務 | 本庁の次長の職務 | 本庁の部長の職務 |

(4) 昇給

| 区 分 | | 行 政 職 | |
|-------------------|------------------|---------|---|
| 本 年 度 | 職 員 数 (A) (人) | 2 | |
| | 昇給に係る職員数 (B) (人) | 2 | |
| | 号給数別内訳 | 1号給 (人) | |
| | | 2号給 (人) | |
| | | 3号給 (人) | |
| | | 4号給 (人) | 2 |
| | | 5号給 (人) | |
| 比 率 (B) / (A) (%) | 100.0 | | |
| 前 年 度 | 職 員 数 (A) (人) | 2 | |
| | 昇給に係る職員数 (B) (人) | 2 | |
| | 号給数別内訳 | 1号給 (人) | 1 |
| | | 2号給 (人) | |
| | | 3号給 (人) | |
| | | 4号給 (人) | 1 |
| | | 5号給 (人) | |
| 比 率 (B) / (A) (%) | 100.0 | | |

(5) 期末手当・勤勉手当

| 区 分 | 支 給 期 別 支 給 率 | | 支給率計 (月分) | 職制上の段階、職務の 級等による加算措置 | 備 考 |
|---------|---------------|----------|-----------|-------------------------|-----|
| | 6月 (月分) | 12月 (月分) | | | |
| 本 年 度 | 2.025 | 2.025 | 4.05 | 有 | |
| 前 年 度 | 1.93 | 2.12 | 4.05 | 有 | |
| 一般会計の制度 | 2.025 | 2.025 | 4.05 | 有 | |

(6) 定年退職及び勤続退職に係る退職手当

| 区 分 | 2.0年勤続の者 (月分) | 2.5年勤続の者 (月分) | 3.5年勤続の者 (月分) | 最 高 限 度 (月分) | そ の 他 の 加 算 措 置 等 | 備 考 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|-----------------------|--|
| 支給率等 | 24.5869 | 33.2708 | 47.7090 | 47.7090 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | 退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。 |
| 一般会計の制度 (支給率等) | 24.5869 | 33.2708 | 47.7090 | 47.7090 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | 退職手当は、基本額と調整額から構成され、調整額は給料表、職務の級等に応じ決定される。 |

(7) その他の手当

| 区 分 | 一般会計の制度との異同 | 差 異 の 内 容 |
|---------|-------------|-----------|
| 扶 養 手 当 | 同 じ | - |
| 住 居 手 当 | 同 じ | - |
| 通 勤 手 当 | 同 じ | - |

債務負担行為に関する調書

過年度難決済に係る分

| 事 項 | 限 度 額 | 前年度末までの支払 義務発生(見込)額 | | 当該年度以降の 支払義務予定額 | | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|-----------------------------------|-----------|------------------------|---------|--------------------|-----------|-------------|-----|-----------|--------|------|
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | 国庫支出金 | 地方債 | 負担金 | その他 | 一般財源 |
| | 千円 | | 千円 | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 平成30年度 天神川流域下水道指定 管理料 | 2,490,406 | 令和元年度 | 496,414 | 令和2年度から 令和5年度まで | 1,993,992 | | | 1,993,992 | | |
| 平成30年度 公営企業会計システム 保守委託 | 16,425 | 令和元年度 | 429 | 令和2年度から 令和5年度まで | 15,996 | | | | 15,996 | |
| 平成31年度 流量計遠方監視システ ム保守点検業務委託 | 2,588 | | | 令和2年度から 令和5年度まで | 2,588 | | | | 2,588 | |

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業予定開始貸借対照表

(令和2年4月1日)

(単位:千円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|--------------|------------|------------|------------|
| 1 固定資産 | | 3 固定負債 | |
| (1) 有形固定資産 | | (1) 企業債 | 1,300,735 |
| イ 土地 | 989,596 | (2) 他会計借入金 | 1,442,823 |
| ロ 建物 | 1,997,066 | 固定負債合計 | 2,743,558 |
| ハ 構築物 | 7,854,299 | 4 流動負債 | |
| ニ 機械及び装置 | 2,352,556 | (1) 企業債 | 90,813 |
| ホ 車両及び運搬具 | 100 | (2) 他会計借入金 | 69,520 |
| ヘ 工具、器具及び備品 | 26,096 | (3) 未払金 | 23,528 |
| ト 建設仮勘定 | 205,727 | 流動負債合計 | 183,861 |
| 有形固定資産合計 | 13,425,440 | 5 繰延収益 | |
| (2) 投資その他の資産 | | (1) 長期前受金 | |
| イ 出資金 | 1,500 | イ 国庫補助金 | 7,838,948 |
| 投資その他の資産合計 | 1,500 | ロ 建設事業費負担金 | 2,222,661 |
| 固定資産合計 | 13,426,940 | 繰延収益合計 | 10,061,609 |
| 2 流動資産 | | 負債合計 | 12,989,028 |
| (1) 現金預金 | 355,264 | 資本の部 | |
| (2) 未収金 | 17,000 | 6 資本金 | 12,746 |
| 流動資産合計 | 372,264 | 7 剰余金 | |
| | | (1) 資本剰余金 | |
| | | イ 国庫補助金 | 575,941 |
| | | ロ 建設事業費負担金 | 192,165 |
| | | ハ 受贈財産評価額 | 29,324 |
| | | 資本剰余金合計 | 797,430 |
| | | 剰余金合計 | 797,430 |
| | | 資本合計 | 810,176 |
| 資産合計 | 13,799,204 | 負債資本合計 | 13,799,204 |

令和2年度鳥取県天神川流域下水道事業予定貸借対照表(当年度分)

(令和3年3月31日)

(単位:千円)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|--------------|-----------|------------|---------------|-----------|------------|
| 1 固定資産 | | | 3 固定負債 | | |
| (1) 有形固定資産 | | | (1) 企業負債 | | 1,496,452 |
| イ 土地 | | 989,596 | (2) 他会計借入金 | | 1,321,064 |
| ロ 建物 | 1,997,066 | | 固定負債合計 | | 2,817,516 |
| 減価償却累計額 | 80,172 | 1,916,894 | 4 流動負債 | | |
| ハ 構築物 | 8,567,026 | | (1) 企業負債 | | 93,283 |
| 減価償却累計額 | 364,942 | 8,202,084 | (2) 他会計借入金 | | 121,759 |
| ニ 機械及び装置 | 2,974,733 | | (3) 未払金 | | 4,046 |
| 減価償却累計額 | 206,336 | 2,768,397 | (4) 引当金 | | 944 |
| ホ 車両及び運搬具 | 100 | | 流動負債合計 | | 220,032 |
| 減価償却累計額 | 0 | 100 | 5 繰延収益 | | |
| ヘ 工具、器具及び備品 | 26,671 | | (1) 長期前受金 | | |
| 減価償却累計額 | 4,757 | 21,914 | イ 国庫補助金 | 8,631,563 | |
| ト 建設仮勘定 | | 123,293 | 収益化累計額 | 430,033 | 8,201,530 |
| 有形固定資産合計 | | 14,022,278 | ロ 建設事業費負担金 | 2,498,908 | |
| (2) 投資その他の資産 | | | 収益化累計額 | 107,708 | 2,391,200 |
| イ 出資金 | | 1,500 | ハ 他会計負担金 | 19,980 | |
| 投資その他の資産合計 | | 1,500 | 収益化累計額 | 0 | 19,980 |
| 固定資産合計 | | 14,023,778 | ニ 他会計補助金 | 7,810 | |
| 2 流動資産 | | | 収益化累計額 | 3,912 | 3,898 |
| (1) 現金預金 | | 396,905 | 繰延収益合計 | | 10,616,608 |
| (2) 未収金 | | 80,204 | 負債合計 | | 13,654,156 |
| 流動資産合計 | | 477,109 | 資本の部 | | |
| | | | 6 資本金 | | 12,746 |
| | | | 7 剰余金 | | |
| | | | (1) 資本剰余金 | | |
| | | | イ 国庫補助金 | | 575,941 |
| | | | ロ 建設事業費負担金 | | 192,165 |
| | | | ハ 受贈財産評価額 | | 29,324 |
| | | | 資本剰余金合計 | | 797,430 |
| | | | (2) 利益剰余金 | | |
| | | | イ 当年度未処分利益剰余金 | | 36,555 |
| | | | 利益剰余金合計 | | 36,555 |
| | | | 剰余金合計 | | 833,985 |
| | | | 資本合計 | | 846,731 |
| 資産合計 | | 14,500,887 | 負債資本合計 | | 14,500,887 |

注記

I. 重要な会計方針

令和2年度から鳥取県天神川流域下水道事業に地方公営企業法を適用し、地方公営企業会計基準に則した財務諸表等を作成する。

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- 減価償却の方法

定額法

- 主な耐用年数

建物 8～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 6～20年

工具、器具及び備品 5～21年

(2) 無形固定資産

- 減価償却の方法

定額法

2 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給は、一般会計で負担するため、計上していない。

(2) 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及び同手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当該年度末における支給見込額に基づき、当該事業年度の負担に属する額を計上している。

3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式による。

II. セグメント情報の開示

単一の事業を運営しているため、セグメントは設けていない。

| | |
|--------------------------------------|--|
| 条例 名等 | 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由 浄化槽法の一部が改正され、新たに都道府県のお務として規定された事務の一部について、市町に移譲するための所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 浄化槽法に基づく事務のうち、次のアからエまでに掲げる事務を米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町及び琴浦町に、次のアからウまでに掲げる事務を東伯郡北栄町及び日野郡日野町に移譲する。</p> <p>ア 浄化槽の休止の届出の受理 イ 浄化槽の使用の再開の届出の受理 ウ 浄化槽台帳の作成等 エ 特定既存単独処理浄化槽に係る助言及び指導等</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和2年4月1日とする。</p> <p>【参考】 ○浄化槽法の改正事項(下線部分が移譲事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽管理士に対する研修の機会の確保 ・<u>浄化槽の休止届、使用再開届及び義務の免除</u> ・<u>浄化槽台帳の整備</u> ・<u>特定既存単独処理浄化槽に関すること(※)</u> ・公共浄化槽に関すること ・協議会の設置 ・環境大臣の責務 <p>(※) 特定既存単独処理浄化槽に関すること 都道府県知事は、維持管理されずそのまま放置されることにより、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障の生じる恐れのある状態と認められる既存単独処理浄化槽を「特定既存単独処理浄化槽」と判定し、浄化槽管理者に対し必要な措置をとるよう助言、指導、勧告、命令を行うことができる旨の規定が追加された。</p> |

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|--|--|--|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務 | 市町村等 | 事務 | 市町村等 |
| 略 | | 略 | |
| 9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 <u>(11) 第11条の2第1項の規定による浄化槽の休止の届出の受理</u> <u>(12) 第11条の2第2項の規定による浄化槽の使用の再開の届出の受理</u> <u>(13) 第11条の3の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> <u>(17) 略</u> <u>(18) 略</u> <u>(19) 第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成</u> <u>(20) 第49条第2項の規定による浄化槽に関する情報の提供の要求</u> | 米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町 | 9の2 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(10) 略 <u>(11) 第11条の2の規定による浄化槽の使用の廃止の届出の受理</u> <u>(12) 略</u> <u>(13) 略</u> <u>(14) 略</u> <u>(15) 略</u> <u>(16) 略</u> | 米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町 |
| 9の3 浄化槽法に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 附則第11条第1項の規定による助言及び指導 (2) 附則第11条第2項の規定による勧告 (3) 附則第11条第3項の規定による勧告に係る措置の命令 | 米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町並びに東伯郡湯梨浜町及び琴浦町 | 9の3 略 | |
| 9の4 略 | | 略 | |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

| | |
|----------|---|
| 条例名等 | 鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例 |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 食品衛生法の一部が改正され、業として食品の製造等を行う者が遵守すべき公衆衛生上必要な措置の基準が食品衛生法及び食品衛生法施行規則に規定されることに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 条例に規定する公衆衛生上講ずべき措置の基準に係る規定を削除する。 (2) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和2年6月1日とする2(2)の一部に関する事項を除き、令和3年6月1日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>1 改正の背景 食品を取り巻く環境変化や国際化等に対応するため、HACCP(※1)に沿った衛生管理の制度化等を盛り込んだ改正食品衛生法が順次施行されることから、食品衛生法等の施行に関し必要な事項を定めている本条例について改正を行う。</p> <p>(※1) 事業者が、食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法であり、先進国を中心に義務化が進められている。</p> <p>2 改正内容 (1) 食品衛生法に定める用語変更、条ずれ等に伴う改正 (2) 「公衆衛生上の措置の基準」の削除 すべての食品等事業者が遵守すべき基準について、今回の法改正に伴い国が基準を定めることとなったため、これまで条例に定めていた公衆衛生上の措置の基準(生食用食肉に係る規定を含む。)を削除する。 なお、この度国が省令で定める「公衆衛生上必要な措置の基準」は、現在県が条例で定めている基準と同等の内容である。 (3) 「鳥取県HACCP適合施設認定制度」に係る規定の改正 平成27年4月から、HACCPによる衛生管理を普及させることを目的に、その手法を導入し、より高度な衛生管理に取り組む事業者を「鳥取県HACCP適合施設」として認定してきた。 今回の法改正により、HACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に義務化されることとなるが、県内で製造された食品の付加価値を高めるため、衛生管理の高度化を図ろうとする場合は、引き続き鳥取県HACCP適合施設として認定する。(例:法の規定では「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理(※2)」の対象となる小規模事業者が、より高度な衛生管理を導入する場合など。) なお、HACCP導入義務化による衛生管理の基準が国の規則に明文化されたことから、条例に定める認定要件の書きぶりを揃える。</p> <p>(※2) 改正食品衛生法では、食品を取り扱う従事者が50人未満の事業場等は、HACCPに基づく衛生管理手法を簡略化したアプローチにより取り組むことで足りるとされている。</p> <p>3 施行期日について 改正食品衛生法の施行日である令和2年6月1日とする。 ただし、「公衆衛生上必要な措置の基準」については、施行日から起算して1年間従前の県条例に定める基準によることとされているため、当該基準の削除及びそれに関連する事項は令和3年6月1日施行とする。</p> |

鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県食品衛生条例（平成12年鳥取県条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>（公衆衛生上の措置の基準）</p> <p>第3条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第2項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</u></p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 個別基準</p> <p>（1）～（14）略</p> <p>（15）<u>魚介類売り営業</u></p> <p>競り台、陳列台その他魚介類を直接床に置かないための設備を設けること。</p> <p>（16）<u>魚肉練り製品製造業</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>（17）～（25）略</p> <p>（26）<u>しょうゆ製造業</u> 略</p> <p>（27）～（30）略</p> <p>（31）<u>麺類製造業</u></p> <p>ア <u>乾麺</u>を製造する場合は、専用の乾燥場を設けること。</p> <p>イ 略</p> <p>（32）～（34）略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>（1）～（14）略</p> <p>（15）<u>魚介類売り営業</u> 1件につき21,000円</p> <p>（16）<u>魚肉練り製品製造業</u> 1件につき17,600円</p> <p>（17）～（25）略</p> <p>（26）<u>しょうゆ製造業</u> 1件につき17,600円</p> <p>（27）～（30）略</p> <p>（31）<u>麺類製造業</u> 1件につき15,700円</p> <p>（32）～（34）略</p> | <p>（公衆衛生上の措置の基準）</p> <p>第3条 <u>法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>営業者（法第50条第3項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</u></p> <p>別表第2（第4条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 個別基準</p> <p>（1）～（14）略</p> <p>（15）<u>魚介類せり売営業</u></p> <p>せり台、陳列台その他魚介類を直接床に置かないための設備を設けること。</p> <p>（16）<u>魚肉ねり製品製造業</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>（17）～（25）略</p> <p>（26）<u>醤油製造業</u> 略</p> <p>（27）～（30）略</p> <p>（31）<u>めん類製造業</u></p> <p>ア <u>乾めん</u>を製造する場合は、専用の乾燥場を設けること。</p> <p>イ 略</p> <p>（32）～（34）略</p> <p>3～5 略</p> <p>別表第3（第6条関係）</p> <p>（1）～（14）略</p> <p>（15）<u>魚介類せり売営業</u> 1件につき21,000円</p> <p>（16）<u>魚肉ねり製品製造業</u> 1件につき17,600円</p> <p>（17）～（25）略</p> <p>（26）<u>醤油製造業</u> 1件につき17,600円</p> <p>（27）～（30）略</p> <p>（31）<u>めん類製造業</u> 1件につき15,700円</p> <p>（32）～（34）略</p> |

第2条 鳥取県食品衛生条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、食品に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>食品取扱施設において講ずべき措置の基準</u>その他食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）及び食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、食品等の衛生管理の高度化を促進することにより、飲食に起因する危害の発生を防止し、もって食の安全の確保を図ることを目的とする。</p> <p>(公衆衛生上の措置の基準)</p> <p>第3条 <u>食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正前の食品衛生法第50条第2項の条例で定める公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、営業者（法第50条第2項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上実施することが望ましい措置は、規則で定める。</u></p> |
| <p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p>第3条 知事は、飲食に起因する危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられている食品取扱施設又は法第68条第3項に規定する施設（以下「営業外施設」という。）について、営業者（法第50条第2項に規定する営業者をいう。）又は営業外施設の管理者から申請があったときは、鳥取県HACCP適合施設として認定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の申請をした者が法第51条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、同項の認定を与えるものとする。</p> <p>(1) <u>食品又は添加物の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程ごとに、食品衛生上の危害を発生させ得る要因（以下「危害要因」という。）の一覧表を作成し、これらの危害要因を管理するための措置（次号において「管理措置」という。）を定めること。</u></p> <p>(2) <u>前号で特定された危害要因について、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで</u></p> | <p>(鳥取県HACCP適合施設の認定)</p> <p>第3条の2 知事は、飲食に起因する危害の発生を防止するための措置が総合的に講じられている食品取扱施設又は法第62条第3項に規定する施設（以下「営業外施設」という。）について、営業者又は営業外施設の管理者から申請があったときは、鳥取県HACCP適合施設として認定することができる。</p> <p>2 知事は、前項の申請をした者が別表第1の基準を遵守し、かつ、次に掲げる要件を満たす場合に限り、同項の認定を与えるものとする。</p> <p>(1) <u>健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特性を考慮し、当該製品の製造工程ごとに、発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質（以下「危害物質」という。）を特定すること。</u></p> <p>(2) <u>特定された危害物質について、危害の発生を防止するための措置を製造工程に応じて検討</u></p> |

低減するために管理措置を講ずることが不可欠な工程（以下「重要管理点」という。）を決定すること。

(3) 重要管理点ごとに、危害要因について、その発生を防止し、排除し、又は許容できる水準にまで低減するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。

(4) 重要管理点の管理について、連続的な又は相当の頻度による実施状況の把握（次号において「モニタリング」という。）をするための方法を設定すること。

(5) 重要管理点ごとに、モニタリングの結果、管理基準を逸脱したことが判明した場合の改善措置を設定すること。

(6) 前各号に規定する措置の内容の効果を、定期的に検証するための手順を定めること。

(7) 営業の規模や業態に応じて、前各号に規定する措置の内容に関する書面とその実施の記録を作成すること。

(8) 略

3 略

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 法第51条第1項の厚生労働省令で定める基準を遵守しなかったとき。

(2) 略

(3) 法第28条第1項（法第68条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第28条第1項の規定による臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 略

(営業施設の基準)

第4条 法第54条の条例で定める公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第1のとおりとする。

2・3 略

(手数料の徴収)

第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

し、当該措置が適切に講じられていることの確認（以下「モニタリング」という。）を連続して又は相当の頻度で行う必要があるもの（以下「重要管理点」という。）を定めること。

(3) 重要管理点ごとに、危害物質の許容限度を示す測定可能な指標（以下「管理基準」という。）を設定すること。

(4) 重要管理点における管理基準の遵守状況を連続して又は相当の頻度で測定するモニタリングの方法を設定すること。

(5) 第2号に規定する措置が適切に講じられていない場合に講ずる措置（以下「改善措置」という。）を設定すること。

(6) 製品の衛生管理が適切に行われているかについて、十分な頻度で検証を行うとともに、必要に応じて、食品等の取扱方法又は製造工程を見直すこと。

(7) 略

3 略

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

(1) 別表第1の基準を遵守しなかったとき。

(2) 略

(3) 法第28条第1項（法第62条第3項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第28条第1項の規定による臨検検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

5 略

(営業施設の基準)

第4条 法第51条の条例で定める公衆衛生の見地から必要な施設の基準は、別表第2のとおりとする。

2・3 略

(手数料の徴収)

第6条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(3) 略

(4) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく許可 別表 第 2 各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める申請 1 件当たりの額

(5) 略

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(1)～(3) 略

(4) 法第 52 条第 1 項の規定に基づく許可 別表 第 3 各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定める申請 1 件当たりの額

(5) 略

附 則

(施行期日)

1. この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

2. 知事は、牛又は馬の肉又は内臓の生食による食中毒の危険性に関する調査研究の結果等を勘案し、牛又は馬の肉又は内臓を取り扱う業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準及び公衆衛生の見地から必要な施設の基準について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表第 1 (第 3 条、第 3 条の 2 関係)

1. 食品取扱施設における衛生管理

(1) 食品取扱施設の衛生管理

ア 食品取扱施設は、1 日に 1 回以上清掃すること。

イ 食品取扱施設には、不必要な物品を置かないこと。

ウ 食品取扱施設の窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放する場合には、じん埃、ねずみ、昆虫等の侵入を防止する措置を講ずること。

エ 排水設備は、廃棄物の流出を防ぎ、排水を良くすることとし、必要に応じて清掃又は補修を行うこと。

(2) 食品取扱設備等の衛生管理

ア 食品を取り扱う設備及び機械器具（以下「食品取扱設備等」という。）は、洗淨及び消毒を行い、衛生的に保管することとし、故障又は破損があるときは、補修し、適正に使用できるよう整備すること。

イ ふきん、包丁、まな板等の器具は、汚染の都度又は作業終了後に洗淨消毒を十分に行うこと。

ウ 食品取扱施設及び食品取扱設備等に使用する清掃用器材は、使用の都度洗淨し、専用の場所に保管すること。

エ 手洗設備は、使用できる状態にしておくこ

と。

オ 温度計等の計器類及び除菌のための装置は、定期的に点検すること。

(3) ねずみ及び昆虫対策

食品取扱施設及びその周辺は、1月に1回以上点検し、ねずみ又は昆虫の発生を認めたときは、その都度駆除すること。

(4) 廃棄物及び排水の取扱い

廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別し、清潔にしておくこと。

(5) 食品等の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等を点検すること。

イ 食品は、冷蔵設備内での相互汚染を防ぐため、区画して保存すること。

ウ 添加物を使用する場合には、正確に計量し、適正に使用するとともに、使用する器具は、添加物の種類ごとに専用のものを使用すること。

エ 食品間の相互汚染を防止するため、次の措置を講ずること。

(ア) 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。

(イ) 製造、加工又は調理を行う場所へは、作業員以外の者の立入りによる食品、原材料、添加物、器具、容器包装、法第62条第1項に規定するおもちゃ及び食品、原材料又は飲食器の洗浄の用に供する洗浄剤（以下「食品等」という。）の汚染のおそれがない場合を除き、作業員以外の者が立ち入らないようにすること。

(ウ) (イ)の場所へ立ち入る際には、衛生的な作業着及び履物への交換、手洗い等を行うこと。

(エ) 未加熱食品を取り扱った食品取扱設備等は、別の食品を取り扱う前に、必要な洗浄及び消毒を行うこと。

(オ) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

オ 食品等の製造又は加工に当たっては、原材料及び製品への金属、ガラス、じん埃、洗浄剤、機械油等の化学物質等の異物の混入防止のための措置を講ずること。

カ 第3条の2第1項の認定を受けている施設にあっては、アからオまでの基準に代えて、次の措置を講ずること。

(ア) 第3条の2第2項第2号に規定する措置を適切に講ずること。

(イ) 第3条の2第2項第4号に規定する方法に従ってモニタリングを行うこと。

(ウ) モニタリングによって管理基準が遵守されていないと認めるときは、改善措置を適切に講ずること。

(エ) モニタリングの結果及び講じた改善措置の内容を記録し、製品の消費期限等に応じた期間、これを保存すること。

キ おう吐が発生した場合は、直ちに消毒するとともに、汚染された可能性のある食品を廃棄すること。

(6) 使用水等の管理

ア 水道水以外の水を使用する場合には、1年に1回以上水質検査を行うとともに、その成績書を1年以上保存すること。ただし、災害等により水源等が汚染されたおそれがある場合には、遅滞なく水質検査を行うこと。

イ 水質検査の結果、飲用に適しないと認められるときは、水の使用を中止すること。

ウ 貯水槽を使用する場合は、1年に1回以上清掃し、清潔に保つこと。

エ 水道水以外の水を使用する場合は、1日に1回以上消毒装置の点検を行うこと。

(7) 食品衛生責任者の設置

ア 食品取扱施設又はその取り扱う食品等の種類に係る部門ごとに、食品等を取り扱う者（以下「食品取扱者」という。）及び関係者のうちから、規則で定めるところにより、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置く場合を除く。

イ 食品衛生責任者が食品に起因する危害の発生を防止するため、衛生管理の方法その他食品衛生に関する事項について意見を述べたときは、当該意見を尊重すること。

(8) 不良な食品等の回収及び廃棄

ア 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売した場合に備えて、不良な食品等の回収に係る体制、方法等を定めた手順書を作成する

こと。

イ 食品衛生上不良な食品等を製造し、又は販売したことが判明したときは、アの手順書に従い、当該食品等の回収その他の必要な措置を講ずるとともに、知事に報告すること。

ウ イの措置により回収した食品等は、通常の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従って適切に廃棄その他の必要な措置を講ずること。

(9) 検食の実施

ア 飲食店営業のうち一時に 50 食以上提供する営業にあつては、調理済食品ごとに、提供先の記録とともに検食を 72 時間以上保存すること。ただし、一時に 300 食以上提供する場合は、提供先の記録とともに検食を冷凍して 2 週間以上保存すること。

イ 検食を冷凍して 2 週間以上保存する場合には、洗浄及び殺菌を行っていない原材料を併せて保存すること。

(10) 健康被害情報の報告

製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する次に掲げる情報について、知事に速やかに報告すること。

ア 消費者の健康被害（医師の診断を受け、当該症状が製造し、加工し、若しくは輸入した食品等に起因し、又はその疑いがあると診断されたものをいう。）に関する情報

イ 異味又は異臭の発生、異物の混入その他の消費者等からの苦情であつて、健康被害が発生するおそれが否定できない情報

(11) 情報の提供

ア 食品衛生上不良な食品等の製造又は販売があつた場合であつて、当該食品等の回収その他の必要な措置を行うときは、消費者への注意喚起のため、当該食品等の回収等に関する情報を公表すること。

イ 消費者に対し、販売食品等（法第 3 条第 1 項の販売食品等をいう。）についての安全性に関する情報提供を行うこと。

2 食品取扱施設における食品取扱者の衛生管理

(1) 定期的に食品取扱者の健康診断を行うとともに、作業前にはその健康状態を確認すること。

(2) 知事から食品取扱者に検便を受けさせるべき旨の指示があつたときは、当該食品取扱者

に検便を受けさせること。

(3) 食品取扱者が規則で定める症状を呈している場合には、その旨を営業者又は食品衛生管理者若しくは食品衛生責任者に報告させ、これらの者が必要な指示をすること。

(4) 食品取扱者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 18 条第 1 項に規定する患者若しくはその疑いのある者又は同法第 6 条第 11 項に規定する無症状病原体保有者であることが判明した場合は、感染させるおそれがないことが判明するまで、食品に直接接触する作業に従事させない等の適切な措置を講ずること。

(5) 公衆衛生上支障がない場合を除き、食品取扱者に衛生的な作業着、帽子及びマスクを着用させるとともに、作業場内では専用の履物を用いさせることとし、作業場外（便所を含む。）では当該履物を用いさせないこと。

(6) 食品取扱者に、作業前、用便直後又は生鮮の原材料、汚染された材料等を取り扱った後、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせるとともに、ペーパータオル等を用いて拭かせること。また、使い捨て手袋は、交換させること。

(7) 食品取扱者に、食品衛生に関する教育を行うこと。また、施設及び食品等の取扱い等についての管理運営要領を作成し、周知すること。

3 生食用の牛又は馬の肉を取り扱う施設の衛生管理

(1) 牛又は馬の肉であって生食用のもの（以下「生食用食肉」という。）を取り扱う施設には、規則で定めるところにより、生食用食肉の取扱いに関する講習を受講した生食用食肉衛生管理責任者を置くこと。

(2) 生食用食肉衛生管理責任者は、生食用食肉を衛生的に取り扱う方法について定める手引書を作成し、生食用食肉を取り扱う者に遵守させること。

(3) 生食用食肉として提供し、又は販売する肉は、生食用食肉の基準及び規格に合ったものを使用すること。

4 牛又は馬の肉等の生食による食中毒の危険性の周知

加熱されていない牛又は馬の肉又は内臓を提供し、又は販売する営業者は、次に掲げる事項を施設内の見やすい箇所に表示すること。

| | |
|----------------|---|
| | <p>(1) <u>牛の肝臓の生食など、牛又は馬の肉又は内臓を十分に加熱しないで摂取する場合は、病原微生物を原因とする食中毒の危険性があること。</u></p> <p>(2) <u>子ども、高齢者その他食中毒に対する抵抗力の弱い者は、牛又は馬の肉の生食を控えること。</u></p> |
| 別表第1 (第4条関係) 略 | 別表第2 (第4条関係) 略 |
| 別表第2 (第6条関係) 略 | 別表第3 (第6条関係) 略 |

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和2年6月1日から施行する。
(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)
- 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|------|--|------|
| 別表(第2条関係) | | 別表(第2条関係) | |
| 事務 | 市町村等 | 事務 | 市町村等 |
| 略 | | 略 | |
| 19の23 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 鳥取市 | 19の23 鳥取県食品衛生条例(平成12年鳥取県条例第17号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 鳥取市 |
| (1) <u>第3条第1項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定の申請の受理及び知事への送付</u> | | (1) <u>第3条の2第1項の規定による鳥取県HACCP適合施設の認定の申請の受理及び知事への送付</u> | |
| (2) 略 | | (2) 略 | |
| 略 | | 略 | |

| | |
|--------------------------------------|--|
| 条 例 名 等 | 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例 |
| 提 出 理 由 及 び 概 要 | <p>1 提出理由 犯罪被害者等の支援について定める規定について、犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援を明記する等の所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 (1) 犯罪被害者等支援団体の責務 ア 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。 イ 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村及び他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。 ウ 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。 (2) 県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 (3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 施行期日等 (1) 施行期日は、公布の日とする。 (2) 鳥取県附属機関条例について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>【参考】 1 改正の趣旨 県民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指して、平成20年6月に「犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、防犯及び犯罪被害者等支援施策を総合的に推進している。 今回の改正では、犯罪被害者等への支援をより明確にするため、犯罪被害者等支援団体を定義するとともに、犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援について明記している。</p> <p>2 犯罪被害者等支援団体の状況 平成20年10月 とっとり被害者支援センター開設 平成29年 1月 性暴力被害者支援センターとっとり開設 令和元年10月 性暴力被害者センターとつとりの実施主体である鳥取県性暴力被害者支援協議会事務局が被害者支援センターに移管 ⇒ 犯罪被害者支援に係る体制が一本化されたことにより、一体的な支援が可能となった。</p> |

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例

鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（第24条—<u>第27条</u>）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第28条—第33条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第34条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>犯罪のないまちづくりの推進</u>について、基本理念を定め、県、市町村、県民、<u>防犯団体等、犯罪被害者等支援団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、<u>犯罪のないまちづくり</u>に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪のないまちづくり</u> <u>犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされること</u>で、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。</p> <p>(2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体<u>その他犯罪の防止に資する活動を行う団体</u>をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>犯罪被害者等支援団体</u> <u>犯罪被害者等の支</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 犯罪被害者等の支援（第24条）</p> <p>第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（<u>第25条—第30条</u>）</p> <p>第7章 雑則（<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、<u>犯罪のないまちづくりの推進</u>について、基本理念を定め、県、市町村、県民、<u>防犯団体等及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、<u>防犯施策</u>を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>犯罪のないまちづくり</u> <u>犯罪が防止され、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。</u></p> <p>(2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体<u>その他犯罪のないまちづくりの推進に資する活動を行う団体</u>をいう。</p> <p>(3) <u>防犯施策</u> <u>犯罪のないまちづくりを推進するために、県又は市町村が実施する施策</u>をいう。</p> <p>(4) 略</p> |

援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

(5) 自主防犯活動 犯罪を防止するために、県民、防犯団体等又は事業者が行う自主的な活動をいう。

(6) 略

(7) 防犯環境整備 犯罪を防止するために、県、市町村、県民、防犯団体等又は事業者が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

(基本理念)

第3条 略

2 犯罪のないまちづくりは、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体又は事業者（以下「県民等」という。）が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3・4 略

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な犯罪のないまちづくりに関する施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して犯罪のないまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 略

2 略

3 県民は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないよう十分配慮するものとする。

(5) 自主防犯活動 犯罪のないまちづくりを推進するために、県民、防犯団体等又は事業者（以下「県民等」という。）が行う自主的な活動をいう。

(6) 略

(7) 防犯環境整備 犯罪のないまちづくりを推進するために、県、市町村及び県民等が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

(基本理念)

第3条 略

2 犯罪のないまちづくりは、県民等が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3・4 略

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な防犯施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して防犯施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 略

2 略

3 県民は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 略

2 略

3 防犯団体等は、地域において犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 略

2 略

3 事業者は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 略

5 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮するものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪のないまちづくりに関する施策の推進に関する基本的な方針

(2)～(5) 略

3～5 略

(国等との連携)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して、これを実施するものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 略

2 略

3 防犯団体等は、地域において防犯施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 略

2 略

3 事業者は、防犯施策に協力するよう努めるものとする。

4 略

(推進計画)

第9条 知事は、県が防犯施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 防犯施策の推進に関する基本的な方針

(2)～(5) 略

3～5 略

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等を支援する活動を行う民間団体と連携して、これを実施するものとする。

2 県民等は、犯罪被害者等が犯罪被害者等であることを事由として不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮するものとし、県は、教育活動、広報活動等を通じて、その重要性等について県民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(理解の増進)

第25条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮することの重要性等について県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援団体の責務)

第26条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2. 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村、他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3. 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第27条 県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(設置)

第28条 推進計画の策定、推進計画に基づく犯罪のないまちづくりに関する施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第29条 略

(委員)

第30条 略

(設置)

第25条 推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第26条 略

(委員)

第27条 略

| | |
|----------------------|----------------------|
| (会長) 第31条 略 | (会長) 第28条 略 |
| (会議) 第32条 略 | (会議) 第29条 略 |
| (運営に関する細則) 第33条 略 | (運営に関する細則) 第30条 略 |
| 第34条 略 | 第31条 略 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|----------------------|---|----------------------|---|
| 別表第1（第2条関係） | | 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 調査審議する事項 | 名称 | 調査審議する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県犯罪のない まちづくり協議会 | 鳥取県犯罪のないまちづく り推進条例（平成20年鳥取 県条例第44号） <u>第28条</u> に規 定する事項 | 鳥取県犯罪のない まちづくり協議会 | 鳥取県犯罪のないまちづく り推進条例（平成20年鳥取 県条例第44号） <u>第25条</u> に規 定する事項 |
| 略 | | 略 | |

条例名等

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

1 提出理由

- (1) 県営住宅の老朽化及び市町への無償譲渡に伴い、県営住宅を廃止する。
- (2) 地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 概要

- (1) 次のとおり、県営住宅を廃止する。

| 名称 | 位置 | 廃止の理由 |
|--------|----------|-----------|
| 美穂第2団地 | 鳥取市下味野 | 施設の老朽化 |
| 河崎団地 | 米子市河崎 | |
| 高城第3団地 | 倉吉市上米積 | 倉吉市への無償譲渡 |
| 手間第1団地 | 西伯郡南部町天万 | 南部町への無償譲渡 |
| 手間第2団地 | 西伯郡南部町宮前 | |

- (2) 特別職非常勤職員としての住宅管理人を廃止し、県営住宅の管理に関する事務の補佐をする住宅管理人は、従前どおり入居者から選定し、当該入居者に委託する。

3 施行期日

施行期日は、令和2年4月1日とする。

【参考】

1 地方公務員法の一部改正(令和2年4月1日施行(以下「法」という。))

- ・特別職非常勤職員の任用対象が、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき助言、調査等を行う者」に厳格化された。(法第3条第3項第3号)
- ・一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、「会計年度任用職員」制度が設けられ、採用方法や任期等が明確化された。(法第22条の2第1項)

2 住宅管理人について

- ・住宅管理人は、条例に基づき、法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員として任命しているが、業務に専門的知識・経験等を要しないため、特別職非常勤職員の対象外となり、勤務形態が会計年度任用職員(上司の指揮監督下で行われ、服務等を課すべき事務)にも該当しないことから、法改正に伴い公務員として知事が任命することができなくなった。

【住宅管理人の概要】

| | |
|------|---|
| 配置数 | 227名 |
| 業務内容 | <p><県の業務執行の補佐としての役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の負担で修繕すべき箇所に関する管理代行者への報告 ・団地の異変を発見したときの管理代行者への報告 ・共用施設(集会所等)の鍵の保管管理 ・自動車保管場所の指導 ・所長又は管理代行者から各入居者への文書等の配布及び回収 ・所長又は管理代行者が指示する事務 ・入居者台帳の整備管理 <p><入居者の代表としての役割></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共益費の徴収及び支払い、出納簿の保管、入居者への報告 ・共用施設の保守及び清掃委託 |

提出理由及び概要

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------|----|---|--|--------|-------|---|--|--------|--------|---|--|------|--------|---|--|-------|---------|---|--|----|----------|--|-----|---|--|------------------------------|-----|---|--|---|----|----|---|--|--------|-------|---------------|---------------|---|--|--------|--------|---------------|--|---|--|------|--------|-------------|--------------|---|--|-------|---------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|---|--|----|----------|--|-----|---|--|--|-----|---|--|
| <p>(住宅管理人)</p> <p>第25条 知事は、<u>入居者その他の適当なものに委託することにより</u>、県営住宅等の管理に関する事務を補佐させることができる。</p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>美穂第1団地</td> <td>鳥取市源太</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高城第1団地</td> <td>倉吉市上米積</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三柳団地</td> <td>米子市両三柳</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>法勝寺団地</td> <td>西伯郡南部町倭</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地</td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | | 美穂第1団地 | 鳥取市源太 | 略 | | 高城第1団地 | 倉吉市上米積 | 略 | | 三柳団地 | 米子市両三柳 | 略 | | 法勝寺団地 | 西伯郡南部町倭 | 略 | | 名称 | 管理を行わせる者 | 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地 | 鳥取市 | 略 | | 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 | 倉吉市 | 略 | | <p>(住宅管理人)</p> <p>第25条 知事は、<u>県営住宅等の管理に関する事務を補佐させるため、住宅管理人を置くことができる。</u></p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>美穂第1団地</td> <td>鳥取市源太</td> </tr> <tr> <td>美穂第2団地</td> <td>鳥取市下味野</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>高城第1団地</td> <td>倉吉市上米積</td> </tr> <tr> <td>高城第3団地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三柳団地</td> <td>米子市両三柳</td> </tr> <tr> <td>河崎団地</td> <td>米子市河崎</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>法勝寺団地</td> <td>西伯郡南部町倭</td> </tr> <tr> <td>手間第1団地</td> <td>西伯郡南部町天万</td> </tr> <tr> <td>手間第2団地</td> <td>西伯郡南部町宮前</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第26条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">管理を行わせる者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地</td> <td>鳥取市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第3団地</u></td> <td>倉吉市</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> | 名称 | 位置 | 略 | | 美穂第1団地 | 鳥取市源太 | 美穂第2団地 | 鳥取市下味野 | 略 | | 高城第1団地 | 倉吉市上米積 | 高城第3団地 | | 略 | | 三柳団地 | 米子市両三柳 | 河崎団地 | 米子市河崎 | 略 | | 法勝寺団地 | 西伯郡南部町倭 | 手間第1団地 | 西伯郡南部町天万 | 手間第2団地 | 西伯郡南部町宮前 | 略 | | 名称 | 管理を行わせる者 | 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地 | 鳥取市 | 略 | | 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第3団地</u> | 倉吉市 | 略 | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美穂第1団地 | 鳥取市源太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高城第1団地 | 倉吉市上米積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三柳団地 | 米子市両三柳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法勝寺団地 | 西伯郡南部町倭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 管理を行わせる者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地 | 鳥取市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 | 倉吉市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 位置 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美穂第1団地 | 鳥取市源太 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 美穂第2団地 | 鳥取市下味野 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高城第1団地 | 倉吉市上米積 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高城第3団地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三柳団地 | 米子市両三柳 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 河崎団地 | 米子市河崎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 法勝寺団地 | 西伯郡南部町倭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手間第1団地 | 西伯郡南部町天万 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 手間第2団地 | 西伯郡南部町宮前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 名称 | 管理を行わせる者 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 倉田団地 高草団地 西品治団地 湖南団地 美穂第1団地 <u>美穂第2団地</u> 円通寺団地 国安南団地 宇倍野第2団地 西郷団地 ほきもと団地 宝木団地 | 鳥取市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 三明寺団地 北野団地 小鴨団地 東和田団地 高城第1団地 <u>高城第3団地</u> | 倉吉市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|-----------|
| 法勝寺団地 | 南部町 |
| 略 | |
| 川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第 2団地 材木町団地 立 川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町 団地 東浜団地 浜坂第 1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団 地 丸山町第1団地 丸 山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所 町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第2 団地 東今在家団地 面 影団地 行徳団地 明治 町団地 旭田町団地 越 殿団地 八幡団地 米田 団地 上灘団地 福守第 1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清 谷団地 和田団地 鴨川 団地 日ノ出町団地 住 吉団地 内浜団地 三柳 団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団 地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名 団地 富益団地 道笑町 ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥生団地 上 道団地 高松団地 美保 団地 誠道団地 余子団 地 夕日ヶ丘団地 | 鳥取県住宅供給公社 |

| | |
|--|-----------|
| 法勝寺団地 手間第1団 地 手間第2団地 | 南部町 |
| 略 | |
| 川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第 2団地 材木町団地 立 川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町 団地 東浜団地 浜坂第 1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団 地 丸山町第1団地 丸 山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所 町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第2 団地 東今在家団地 面 影団地 行徳団地 明治 町団地 旭田町団地 越 殿団地 八幡団地 米田 団地 上灘団地 福守第 1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清 谷団地 和田団地 鴨川 団地 日ノ出町団地 住 吉団地 内浜団地 三柳 団地 河崎団地 上福原 第1団地 上福原第2団 地 皆生団地 福原団地 永江団地 上粟島団地 安倍彦名団地 富益団 地 道笑町ふれあい団地 渡団地 外江団地 弥 生団地 上道団地 高松 団地 美保団地 誠道団 地 余子団地 夕日ヶ丘 団地 | 鳥取県住宅供給公社 |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例名等

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

災害救助法に基づく被災した住宅の応急修理 (以下「住宅の応急修理」という。) の対象が見直されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 補助金の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊世帯の居宅の補修の交付基準額について、住宅の応急修理を受けることができる場合にあっては、30万円 (居宅の補修に要する費用が30万円未満である場合にあっては、当該費用の額とする。) から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額 (現行 控除なし) を限度とする。

(2) 補助金の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅修繕促進支援金の最低額を次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 (現行2万円) とする。

ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円

イ ア以外のもの 5万円

3 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

【参考】

1 見直しの背景

国が災害救助法に定める応急修理の対象を一部損壊 (被害割合10%以上) まで拡大し、30万円を上限に支援するよう拡充したことに伴い、県制度の一部損壊世帯に対する支援を見直す。

<応急修理制度の支援額>

| | | |
|-------|----------|------------------|
| 損傷の程度 | 大規模半壊・半壊 | 一部損壊 (被害割合10%以上) |
| 支援額 | 上限59.5万円 | 上限30万円 (拡充) |

2 見直し案の概要

(1) 一部損壊 (被害割合10%以上) は、応急修理の利用を基本とし、現行の県制度を下回ることがないように応急修理が利用できない以下の部分を県制度で補完するよう見直す。

- ・災害救助法の非適用地域 ⇒ 県制度を適用
- ・内装被害等の修繕 ⇒ 応急修理が30万円に満たない場合、不足部分は県制度を適用
- ・やむを得ない事情により国の完了期限を超過する修繕 ⇒ 県制度を適用

(2) 一部損壊 (被害割合5%以上) の支援を拡充し、被害程度に応じ、なだらかな支援となるよう見直す。

<見直し後の県制度による支援 (案) >

| 住宅再建の方法 | 世帯人数 | 損 傷 の 程 度 | | | | | |
|---------|------|-----------|---------|---------|---|------|------|
| | | 全 壊 | 大規模半壊 | 半 壊 | 一 部 損 壊 | | |
| | | | | | 10%以上 | 5%以上 | 5%未満 |
| 建設又は購入 | 複数 | 300万円 | 250万円 | 100万円 | — | 5万円 | 2万円 |
| | 単身 | 225万円 | 187.5万円 | 75万円 | — | | |
| 補 修 | 複数 | 200万円 | 150万円 | 上限100万円 | 上限30万円 (応急修理を受けることができる場合にあっては、応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額) | | |
| | 単身 | 150万円 | 112.5万円 | 上限75万円 | | | |

鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例

鳥取県被災者住宅再建等支援条例（平成13年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「<u>被災者住宅再建等支援金交付基準額</u>」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者のうち、被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受けない者（知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（以下「<u>被災者住宅修繕促進支援金交付基準額</u>」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>ア <u>損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの</u> 2万円</p> <p>イ <u>ア以外のもの</u> 5万円</p> <p>2 略</p> | <p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 県は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる給付金（以下「支援金」という。）を交付する被災市町村（被災地域の所在する市町村をいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で被災者住宅再建等支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。</p> <p>(1) 被災者住宅再建等支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、別表の第1欄に掲げる事業（発生日以降に着手し、発生日の翌日から起算して同表の第2欄に掲げる期間を経過する日までに完了するものに限る。）を行う同表の第3欄に掲げる者であって、発生日の翌日から起算して同表の第4欄に掲げる期間を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する同表の第5欄に定める額（以下「<u>交付定額</u>」という。）以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 被災者住宅修繕促進支援金（被災市町村が、その条例で定めるところにより、指定自然災害により居宅が損壊した世帯（法第2条第2号に規定する被災世帯を除く。）の世帯主又は当該居宅の所有者（被災者住宅再建等支援金（別表第8号に係るものを除く。）の交付を受ける者を除き、知事が別に定めるものに限る。）であって、発生日の翌日から起算して1年を経過する日までに交付を申請するものに対して交付する<u>2万円</u>以上の給付金をいう。以下同じ。）</p> <p>2 略</p> |

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（被災者住宅再建等支援金交付基準額を超える額を交付した場合にあっては、被災者住宅再建等支援金交付基準額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（被災者住宅修繕促進支援金交付基準額を超える額を交付した場合にあっては、被災者住宅修繕促進支援金交付基準額）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

別表（第3条関係）

| 対象事業 | 完了期間 | 対象者 | 申請期間 | 被災者住宅再建等支援金交付基準額 |
|------------------|------|--------------------------------------|------|--|
| 略 | | | | |
| (7) 一部損壊世帯の居宅の補修 | 2年 | 一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。） | 1年 | 補修に要する経費（30万円（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第6号の被災した住宅の応急修理（以下「住宅の応急修理」という。）を受け |

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、被災市町村が交付した被災者住宅再建等支援金の額（交付定額を超える額を交付した場合にあっては、交付定額）及び被災者住宅修繕促進支援金の額（2万円を超える額を交付した場合にあっては、2万円）の合計額に10分の9を乗じて得た額以下とする。

別表（第3条関係）

| 対象事業 | 完了期間 | 対象者 | 申請期間 | 交付定額 |
|------------------|------|--------------------------------------|------|-----------------------|
| 略 | | | | |
| (7) 一部損壊世帯の居宅の補修 | 2年 | 一部損壊世帯の世帯主又は当該居宅の所有者（知事が別に定めるものに限る。） | 1年 | 補修に要する経費（30万円を限度とする。） |

| | | | | | | | | |
|------|--|--|--|--|------|--|--|--|
| | | | | <u>ること</u> <u>ができ</u> <u>る場合</u> <u>にあっ</u> <u>ては、</u> <u>30万円</u> <u>から当</u> <u>該住宅</u> <u>の応急</u> <u>修理の</u> <u>ために</u> <u>支出さ</u> <u>れるべ</u> <u>き費用</u> <u>の額を</u> <u>控除し</u> <u>た額)</u> <u>を限度</u> <u>とす</u> <u>る。)</u> | | | | |
| 略 | | | | | 略 | | | |
| 備考 略 | | | | | 備考 略 | | | |

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

条例名等

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

- 1 提出理由
地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 概要
特別職非常勤職員としての景観形成巡視員を廃止する。
 - ・地方公務員法の改正により非常勤職員としての設置は廃止するが、従前どおり、市町村から推薦のあった者に委嘱することにより景観巡視活動を実施する。
 - ・そのため、景観巡視活動を県が実施する根拠規定に改正する。
- 3 施行期日
施行期日は、令和2年4月1日とする。

【参考】

- 1 地方公務員法の一部改正 (令和2年4月1日施行 (以下「法」という。))
 - ・特別職非常勤職員の任用対象が、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき助言、調査等を行う者」に厳格化された。(法第3条第3項第3号)
 - ・一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったことから、「会計年度任用職員」制度が設けられ、採用方法や任期等が明確化された。(法第22条の2第1項)
- 2 景観形成巡視員に係る規定の改正概要
 - ・景観形成巡視員は、条例に基づき、法第3条第3項第3号の特別職非常勤職員として任命しているが、業務に専門的知識・経験等を要しないため、特別職非常勤職員の対象外となり、勤務形態が会計年度任用職員(上司の指揮監督下で行われ、服務等を課すべき事務)にも該当しないことから、法改正に伴い公務員として知事が任命することができなくなった。

【景観形成巡視員の概要】

| | |
|-------|---|
| 配置数 | 14名(下記の景観行政団体を除く市町村に各1名配置) ※鳥取市、米子市、倉吉市、三朝町、智頭町 |
| 業務内容 | 居住する市町村区域内を自家用車、自転車等により巡視し、次の対応を行う。 ア 無届行為(景観法)の発見・通報 イ 届出済行為の状況把握・報告 ウ その他景観上問題のある事象等の発見・報告 |
| 活動日数 | 2ヵ月に1日 |
| 実施計画等 | あらかじめ日時、交通手段、経路等の計画書を提出し、巡視実施後、業務報告書を提出 |

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>(巡視活動)</u> 第34条 県は、景観形成を図るために必要な巡視活動を行うものとする。</p> | <p><u>(景観形成巡視員)</u> 第34条 景観形成を図るために必要な巡視活動を行わせるため、景観形成巡視員を置く。 2 景観形成巡視員は、市町村長が推薦する者のうちから、知事が任命する。</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

| | |
|----------|---|
| 条例名等 | 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 |
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 浄化槽法の一部が改正され、都道府県が条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設ける場合に条例に定める事項に浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 浄化槽保守点検業の登録時の申請書に、浄化槽管理士が(2)の知事が指定する研修を受けた年月日を記載することとする。 (2) 浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならない浄化槽管理士は、過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限ることとする。</p> <p>3 施行期日 施行期日は、令和2年4月1日とし、(2)に関する事項は、令和5年4月1日から適用する。</p> <p>【参考】</p> <p>1 浄化槽法改正の背景(令和2年4月1日施行) 近年、浄化槽の高性能化に伴い、保守点検を行う浄化槽管理士は、新たな知識や実務上の技術の習得など、高い維持管理技術が求められており、令和元年6月に公布された改正浄化槽法において、保守点検業の登録(更新)に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加された。</p> <p>2 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録制度の概要 (1) 登録事務 ・昭和60年に県は浄化槽法第48条第1項の規定に基づき、浄化槽保守点検業を営む者に係る登録制度として、当該条例を制定した。 ・平成30年度に鳥取市が中核市に移行した後は、八頭郡、岩美郡の各町の事業者の登録を鳥取市が受託実施している。(令和元年12月時点の登録業者数54社、所属浄化槽管理士180人(鳥取市登録分含む))</p> <p>(2) 登録の更新 登録の有効期間は5年間で、以降5年ごとの更新が必要である。</p> |

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年鳥取県条例第20号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号、<u>その者が同項の知事が指定する研修を受けた年月日及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</u></p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士（<u>過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限る。以下同じ。</u>）を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> | <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第11条第2項の規定により置かれる浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号及びその者が専任する営業区域に係る市町村名</p> <p>2 略</p> <p>(営業所の設置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 浄化槽保守点検業者は、営業所に浄化槽管理士を置かなければならない。この場合において、当該浄化槽管理士は、浄化槽の設置基数が少ない等相当の理由がある場合を除くほか、営業区域ごとに専任でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> |

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第11条第2項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

条例名等

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部が改正され、建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定において、一戸建て住宅以外の住宅（共同住宅）の共用部分の性能を基準への適合性の判定に用いない方法が追加されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 概要

(1) 下記の認定に係る手数料について定めた規定中、共同住宅の共用部分の性能をこれらの基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、これらの手数料の算定に用いる床面積から当該共用部分の床面積を除くこととする。

| 法 律 | 認 定 |
|------------------------|------------------------------------|
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定【法30条関係】 |
| | 建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定【法36条関係】 |
| 都市の低炭素化の促進に関する法律 | 低炭素建築物新築等計画の認定【法54条関係】 |

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

施行期日は、公布の日とする。

【参考】

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の改正概要

共同住宅における建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定手続きの簡素化を目的に簡易な計算方法が追加され、従前、共同住宅のエネルギー消費量は共同住宅全体（住戸部分＋共用部分）で算出することとなっていたが、住戸部分のみでも算出できる計算方法が追加された。

これに伴い、従前は共同住宅全体の床面積で認定手数料を徴収していたが、住戸部分のみでエネルギー消費量を計算する場合は、共用部分を除く住戸部分のみの床面積で認定手数料を徴収することとなる。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（<u>共用部分の性能を低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合</u>にあつては、<u>0円</u>）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 住宅（<u>共用部分のあるものを除く。</u>）に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額</p> <p>エ 略</p> <p>(315の6)～(315の8) 略</p> <p>(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの</p> | <p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(315の4) 略</p> <p>(315の5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額）</p> <p>ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる部分を全て有する建築物全体に係る低炭素建築物新築等計画 次の(ア)から(ウ)までに定める額を合計した額</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 共同住宅の共用部分 次の表の左欄に掲げる共用部分の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px auto;"></div> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 住宅（共用部分を除く。）に係る低炭素建築物新築等計画 アの(ア)に定める額</p> <p>エ 略</p> <p>(315の6)～(315の8) 略</p> <p>(315の9) 建築物省エネ法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額（同条第2項の規定により建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの</p> |

審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区分 | 金額 | |
|--|--|-------------|
| | 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合 | 適合証の添付がある場合 |
| 1 略 2 一戸建ての住宅以外の住宅(共用部分の性能を建築物省エネ法第30条第1項第1号の基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。) (1)~(4) 略 | 略 | |

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定め

審査を受けるよう申出があった場合は、その額に鳥取県建築基準法施行条例別表第3の1の項に定める金額を加算した額)

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画 次の(ア)及び(イ)に定める額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区分 | 金額 | |
|---|--|-------------|
| | 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの(以下この号において「適合証」という。)の添付がない場合 | 適合証の添付がある場合 |
| 1 略 2 一戸建ての住宅以外の住宅(共用部分を含む。) (1)~(4) 略 | 略 | |

(イ) 略

イ・ウ 略

(315の10) 略

(315の11) 建築物省エネ法第36条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定 次の掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 住宅の用に供する部分及び非住宅部分を有する建築物に係るもの 次の(ア)及び(イ)に定め

る額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区分 | 金額 | |
|---|--|-------------|
| | 建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合 | 適合証の添付がある場合 |
| 1 略 | 略 | |
| 2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分の性能を建築物エネルギー消費性能基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、共用部分を除く。） (1)～(4) 略 | 略 | |

(イ) 略

イ・ウ 略

(316)～(328) 略

2 略

る額を合計した額

(ア) 次の表の左欄に掲げる住宅の用に供する部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

| 区分 | 金額 | |
|--|--|-------------|
| | 建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として知事が定めるもの（以下この号において「適合証」という。）の添付がない場合 | 適合証の添付がある場合 |
| 1 略 | 略 | |
| 2 一戸建ての住宅以外の住宅（共用部分を含む。） (1)～(4) 略 | 略 | |

(イ) 略

イ・ウ 略

(316)～(328) 略

2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

| 条例名等 | 財産を無償で譲渡すること (県営住宅高城第3団地) について | | | | | | | | | | |
|----------|---|---------------------------|----|-----|----|----|----------------------|----------------|----|----------------------|---------------------------|
| 提出理由及び概要 | <p>1 提出理由 次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 財産の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>所在地</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>倉吉市上米積字江門寺521番1ほか12筆</td> <td>2,176.85平方メートル</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>倉吉市上米積字江門寺521番1ほか12筆</td> <td>10棟 (10戸) 830.07平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 相手方 倉吉市葵町722番地 倉吉市</p> <p>(3) 理由 県営住宅高城第3団地は、既に倉吉市で管理代行制度を導入し、実態として市営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に市営住宅とし、引き続き市で管理してもらうため、倉吉市に無償で譲渡するものである。</p> <p>(4) 譲渡の予定時期 令和2年4月1日</p> | | 種類 | 所在地 | 数量 | 土地 | 倉吉市上米積字江門寺521番1ほか12筆 | 2,176.85平方メートル | 建物 | 倉吉市上米積字江門寺521番1ほか12筆 | 10棟 (10戸) 830.07平方メートル |
| 種類 | 所在地 | 数量 | | | | | | | | | |
| 土地 | 倉吉市上米積字江門寺521番1ほか12筆 | 2,176.85平方メートル | | | | | | | | | |
| 建物 | 倉吉市上米積字江門寺521番1ほか12筆 | 10棟 (10戸) 830.07平方メートル | | | | | | | | | |

条例名等

財産を無償で譲渡すること (県営住宅手間第1団地及び手間第2団地) について

提出理由及び概要

1 提出理由

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 財産の内容

| 団地名 | 種類 | 所在地 | 数量 |
|--------------------|----|------------------|--------------------------------|
| 県営住宅 手間第1 団地 | 土地 | 西伯郡南部町天萬字正境11番2 | 2,244.64平方 メートル |
| | 建物 | 西伯郡南部町天萬字正境11番2 | 5棟 (10戸) 676.20平方メートル |
| 県営住宅 手間第2 団地 | 土地 | 西伯郡南部町宮前字面添130番1 | 2,544.39平方 メートル |
| | 建物 | 西伯郡南部町宮前字面添130番1 | 5棟 (10戸)、集会所1棟 808.75平方メートル |

(2) 相手方

西伯郡南部町法勝寺377番地1
南部町

(3) 理由

県営住宅手間第1団地及び手間第2団地は、既に南部町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、南部町に無償で譲渡するものである。

(4) 譲渡の予定時期

令和2年4月1日

条例名等

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

- (1) 飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るため、所要の改正を行う。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、第一種動物取扱業者であった者への措置の命令の事務等が新たに都道府県の事務として規定されたことに伴い、当該事務を鳥取市に移譲する。

2 概要

(1) 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

- ア 猫の飼い主の遵守事項に、室内で飼育するよう努めることを加える。
- イ 県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ウ 県は、飼い主のない猫の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その額は、市町村が交付した当該給付金の額(知事が別に定める額を限度とする。)の合計額に2分の1を乗じて得た額以下とする。
- エ ウの補助金のうち地域猫対策(飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話を行う取組をいう。)を行う者に対して給付する給付金に係るものの交付を受けようとする市町村は、当該給付金を受けようとする者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して県に申請しなければならないこととし、当該地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところにより、繁殖を抑制するための措置、周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置、地域猫対策を適正に管理するための措置、地域住民の理解を得るための措置その他の事項を記載しなければならないものとする。
- オ 動物愛護管理担当職員として置く動物愛護管理員に、第一種動物取扱業者であった者及び動物の飼養又は保管をしている者に対する立入検査の事務を行わせることとする。
- カ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

- ア 次の事務を鳥取市に移譲する。
 - (ア) 動物の愛護及び管理に関する法律第23条第3項の規定による第一種動物取扱業者の公表
 - (イ) 同法第24条の2第1項の規定による第一種動物取扱業者であった者への勧告等
 - (ウ) 同法第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する指導又は助言
 - (エ) 同法第25条第5項の規定による動物の飼養又は保管をしている者に対する報告の要求及び立入検査
- イ その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

施行期日は、令和2年4月1日とする(1)のイからエまでに關する事項を除き、令和2年6月1日とする。

【参考】

○条例改正の背景・概要

愛護動物の適正飼養の普及啓発等によって、本県における猫の収容頭数は減少傾向にあるものの、飼い主のない猫の引取り頭数は依然として多く、特に子猫の割合が高い状況にある。

この状況を踏まえ、今回の改正では飼い猫の室内飼育の努力義務を追加するとともに、飼い主のない猫については繁殖抑制の取組を推進するための規定を設け、猫の収容・処分頭数の削減を図る。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 動物の適正な飼育等(第7条—<u>第10条の2</u>)</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第<u>25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(猫の飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) <u>室内での飼育に努めること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(飼い主のない猫の繁殖の抑制)</p> <p>第10条の2 <u>県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>県は、飼い主のない猫の繁殖を抑制するため、飼い主のない猫の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</u></p> <p>3 <u>前項の補助金の額は、市町村が交付した前項の給付金の額(知事が別に定める額を限度とする。)の合計額に2分の1を乗じて得た額以下とする。</u></p> <p>4 <u>第2項の補助金のうち地域猫対策(飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話を行う取組をいう。以下同じ。)を行う者に対して交付する給付金に係るものの交付を受けよう</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 動物の適正な飼育等(第7条—<u>第10条</u>)</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第<u>26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(猫の飼い主の遵守事項)</p> <p>第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> |

とする市町村は、当該給付金を受けようとする者に提出させた地域猫適正管理計画を添付して、県に申請しなければならない。

5. 前項の地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 繁殖を抑制するための措置に関する事項
- (2) 周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置に関する事項
- (3) 地域猫対策を適正に管理するための措置に関する事項
- (4) 地域住民の理解を得るための措置に関する事項
- (5) その他知事が別に定める事項

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第24条の2第3項、法第25条第5項及び法第33条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(適用除外)

第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあっては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。

- (1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第25条第1号
- (2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第26条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第27条

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(適用除外)

第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあっては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。

- (1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第24条第1号
- (2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第25条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第26条

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---------------------|------|---------------------|------|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 事務 | 市町村等 | 事務 | 市町村等 |
| 略 | | 略 | |
| 19の12 動物の愛護及び管理に関する | 鳥取市 | 19の12 動物の愛護及び管理に関する | 鳥取市 |

る法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(8) 略

(9) 第21条の5第2項の規定による動物販売業者等の届出の受理

(10) 第22条の6の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令

(11) 略

(12) 第23条第3項の規定による第一種動物取扱業者の公表

(13) 第23条第4項の規定による勧告に係る措置の命令

(14) 略

(15) 第24条の2第1項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する勧告

(16) 第24条の2第2項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する措置の命令

(17) 第24条の2第3項の規定による第一種動物取扱業者であった者に対する報告の要求及び立入検査

(18) 第24条の2の2の規定による第二種動物取扱業者の届出の受理

(19) 略

(20) 第24条の4第1項において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(21) 第24条の4第1項において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告

(22) 第24条の4第1項において準用する第23条第4項の規定による勧告に係る措置の命令

(23) 第24条の4第1項において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査

(24) 第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する指導

る法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1)～(8) 略

(9) 第22条の6第2項の規定による犬猫等販売業者の届出の受理

(10) 第22条の6第3項の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令

(11) 略

(12) 第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令

(13) 略

(14) 第24条の2の規定による第二種動物取扱業者の届出の受理

(15) 略

(16) 第24条の4において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(17) 第24条の4において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告

(18) 第24条の4において準用する第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令

(19) 第24条の4において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査

| | |
|--|---|
| <p><u>又は助言</u></p> <p>(25) <u>第25条第2項の規定による</u> <u>周辺の生活環境を損なう事態を</u> <u>生じさせている者に対する勧告</u></p> <p>(26) <u>第25条第3項の規定による</u> <u>勧告に係る措置の命令</u></p> <p>(27) <u>第25条第4項の規定による</u> <u>動物が虐待を受けるおそれがある</u> <u>事態を生じさせている者に対</u> <u>する必要な措置の命令又は勧告</u></p> <p>(28) <u>第25条第5項の規定による</u> <u>動物の飼養又は保管をしている</u> <u>者に対する報告の要求及び立入</u> <u>検査</u></p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p> <p>(31) 略</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 略</p> <p>(34) 略</p> <p>(35) 略</p> <p>略</p> | <p>(20) <u>第25条第1項の規定による</u> <u>周辺の生活環境を損なう事態を</u> <u>生じさせている者に対する勧告</u></p> <p>(21) <u>第25条第2項の規定による</u> <u>勧告に係る措置の命令</u></p> <p>(22) <u>第25条第3項の規定による</u> <u>動物が虐待を受けるおそれがある</u> <u>事態を生じさせている者に対</u> <u>する必要な措置の命令又は勧告</u></p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>略</p> |
|--|---|

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例目次の改正規定及び第10条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。